

令和7年1月24日
国土交通省関東地方整備局
河川部

「第12回関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会」を開催します ～のぞいてみませんか、コウノトリが結ぶ関東地域の安心・安全なまちづくり～

『関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会』は、関東地域において、多様な主体が協働・連携し、コウノトリ・トキを指標とした河川及び周辺地域における水辺環境の保全・再生方策の推進と併せて、にぎわいのある地域振興・経済活性化方策に取り組み、広域連携モデルとしてのエコロジカル・ネットワークの形成によるコウノトリ・トキの舞う魅力的な地域づくりの実現を目的としています。

協議会の目的達成に向けた「基本計画」の推進にあたって、本年度の成果を確認し、来年度の実施内容について議論するため、下記のとおり、「第12回関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会」を開催します。

1. 開催日時：令和7年1月31日（金）15時00分から17時00分まで
2. 開催場所：さいたま新都心合同庁舎2号館5階大研修室5A
3. 議事内容：各専門部会及び各主体における取組状況について 他
4. その他：
 - ・会議はWEB会議併用にて、公開で行います。
 - ・WEB傍聴の場合、回線容量の都合上、1人・1社（団体）につき1回線とさせていただきます。対面傍聴の場合、同一所属団体から2名までの参加とさせていただきます。
 - ・傍聴、取材を希望される場合は、1月29日（水）12時迄にお申し込みをお願いいたします。WEB傍聴希望の場合には、前日までにWEB会議傍聴用URL及び資料を送付します。

<発表記者クラブ> 都庁記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 千葉県政記者会 茨城県政記者クラブ
栃木県政記者クラブ 刀水クラブ・テレビ記者会 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会

<問い合わせ先>

関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会

（事務局：関東地方整備局 河川部 河川環境課）

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1379

河川部 河川環境課 課長 藤原（ふじわら）（内線：3651）

河川部 河川環境課 建設専門官 小林（こばやし）（内線：3656）

■取材・傍聴について

1 開催日時 令和7年1月31日（金）
15：00～17：00（予定）

2 開催場所 さいたま新都心合同庁舎2号館5階大研修室5A

3 取材・傍聴登録について

報道関係について、会場準備の都合上、事前登録制とさせていただきます。

下記のURLより1月29日（水）12：00までに登録をお願いいたします。

<https://forms.office.com/r/7bRZuszM9s>

4 取材・傍聴関係者の受付

受付日時 14：30～

受付場所 さいたま新都心合同庁舎2号館5階大研修室5A

5 取材・傍聴にあたっての注意事項

- ・申し込み後、傍聴者が変更になった場合はご連絡ください。
- ・WEB 傍聴の場合、回線容量の都合上、傍聴の接続は1人・1社（団体）につき1回線とさせていただきます。
- ・対面の場合、同一所属団体からの参加は2名以内でお願いします。
- ・傍聴につきましては、傍聴要領（別紙ー2）に則って会場へ入室していただきます。
- ・ご提供いただいた個人情報は、政府機関の保有する個人情報の保護に関する法律に則り、傍聴者の登録のために利用し、厳正な管理により取り扱います。
- ・取材に当たっては、傍聴席でのPC等の使用は、議事や他の傍聴者の迷惑にならない限り可能です。
- ・取材に必要な電源は、各社（各自）にてご用意下さい。
- ・携帯電話は、マナーモードにするか、電源をお切り下さい。
- ・WEB での傍聴を予定される場合は、前日までに会議 URL・資料を送付いたします。
- ・WEB 傍聴の場合、先着100名の登録で〆切させていただきます。
対面傍聴の場合、先着50名の登録で〆切させていただきます。
- ・WEB での参加の場合、会議入室後、マイクオフ、カメラオフ、チャット使用不可。
- ・通信環境により、映像及び音声がかかる可能性がございますので、後日会議録を公表いたしますので、ご確認ください。

関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会 傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会規約の第8条第2項の規定に基づき、関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人)

第2条 傍聴人とは、協議会の許可を得て、協議会を傍聴する者とする。

(協議会の開催の周知)

第3条 協議会の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として会議開催日の7日前までに一定の方法（インターネット等）により、周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 周知の内容は、協議会の名称、日時、場所、協議事項、傍聴の可否、傍聴手続、の他必要な事項とする。

(傍聴の申出等)

第4条 傍聴を希望する者は、第3条協議会の開催の周知により示された傍聴手続きに則り、傍聴の登録手続きを受けなければならない。

2 傍聴可能者は、受付にて名簿での確認を行った上で会場に入室するものとし、協議会の指示に従って着席すること。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、静粛を旨とし、会場の秩序を乱すおそれのある行為をしてはならない。

(撮影・録音等の許可)

第6条 傍聴人は会場において写真、テレビ、映画の撮影又は録音等をしてはならない。
ただし、協議会の許可を得た場合はこの限りでない。

(事務局員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて協議会の指示に従わなければならない。

(傍聴違反に対する措置)

第8条 傍聴人が、本要領に違反するときは、注意し、なおこれに従わないときは退場させることができる。

(その他)

第9条 この要領の変更や規定に定めなき事項については、協議会で定めるものとする。

附則

この要領は、平成26年 2月13日から施行する。

関東エコロジカル・ネットワーク（略称「関東エコ・ネット」）について

水辺環境の保全・再生の推進と併せて、コウノトリ・トキの舞う魅力的な地域づくりを目指します

- 河川を基軸とした生態系ネットワークを形成するために、「**水辺環境の保全・再生**」、「**防災減災**」、「**地域振興**」を一体的に進めることとし、関東地域では、生態系の広域的なつながりを示す第一歩として「**コウノトリ**」を指標種にして取り組んでいます。
- 平成25年度に関係自治体、市民団体、学識経験者、環境省、農林水産省等と連携した「**関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会**」を設立し、さらに関東地域の**渡良瀬遊水地流域・利根運河周辺流域・荒川流域**を拠点とするエリア協議会を設立して生息環境整備と地域連携（交流を含めた環境学習や地域振興に関わる活動）に取り組んでいます。
- 自治体を中心とした取組は、千葉県野田市が令和5年までに17羽のコウノトリを放鳥し、埼玉県鴻巣市が令和3年から放鳥を視野に入れた飼育を開始、栃木県小山市では生息環境づくりやエコツーリズム等を進めています。
- 関東地域におけるコウノトリ・トキを指標とした生態系ネットワーク形成基本計画 https://www.ktr.mlit.go.jp/river/chiiki/river_chiiki00000035.html

水辺環境の保全・再生



渡良瀬遊水地（小山市域）
5年連続で野外繁殖成功
（提供：わたらせ未来基金）



掘削による湿地再生

渡良瀬遊水地第2調節池

掘削事業で浅い池・深い池として
湿地拡大



利根運河の城の越排水樋管

水域連続性確保による
生態系ネットワークの強化

防災減災



渡良瀬遊水地

令和元年台風第19号による洪水に対して
過去最大となる合計約1.6億㎡の洪水を貯留

地域振興



野田市初の野外繁殖成功
（提供：野田市）



食・農・環境教育として実施している
「いすみ教育ファーム」での田植え体験



地域連携による外来種駆除



市内小学生を対象にした
ゲストティーチャー授業



各エリアの環境保全に
留意したブランド米

※川からはじまる川から広がる魅力ある地域づくりより一部抜粋

関東エコ・ネットの取組成果

令和6年度版

渡良瀬第2調節池の見学状況



荒川流域の調査体験会の状況



荒川流域では、コウノトリの餌動物を調べる体験会が行われています。

栃木県小山市と千葉県野田市の交流授業の様子



地元小学生と遠く離れた他県の小学校との間で、コウノトリを題材にした交流授業が行われています。

これまでの大勢の皆さんの努力により、今では首都圏のさまざまな場所でコウノトリが目撃されるようになりました。
(●は、2014～2024年に目撃情報があつた市町村です)
＊地図に落とした目撃情報であり、飛来したポイントそのものではありません

凡例



関東エコ・ネット取組エリア



巣立ち前の2羽の幼鳥



(提供:野田市)

利根川下流エリア

利根川下流部自然再生事業地
(船木・椎柴地区)視察の様子

